

古賀市障がい者活躍推進計画

令和2年4月

古賀市長

古賀市議会議長

古賀市教育委員会

1. 策定の趣旨

本市では障がいのある人を対象とした職員採用選考を行い、障がいのある人の雇用に取り組んできました。

令和元年 6 月に障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がいのある人を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という）」を作成することとされました。

障がいのある人の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう、市役所全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。

そこで、「古賀市障がい者活躍推進計画」を新たに作成し、障がいのある人の雇用を継続して進めます。

2. 策定主体(任命権者)

古賀市では採用活動を初めとする人事管理について市長部局と議会事務局、教育委員会で一体的に行っており、各任命権者での採用者は古賀市からの出向者が多数を占めています。同様に、福利厚生や労働安全衛生などの労務管理も一体的に行っています。

このことから、計画は、市役所全体で障がいのある職員の活躍に向けた取組を推進するため、計画作成対象となっています古賀市長、古賀市議会議長及び教育委員会の各任命権者が連名で作成し、協力して計画を推進します。

3. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）

4. 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、イントラネット（庁内グループウェア）への掲載等により、すべての職員に対して周知するとともに、市ホームページに掲載して公表します。

また数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知、公表します。

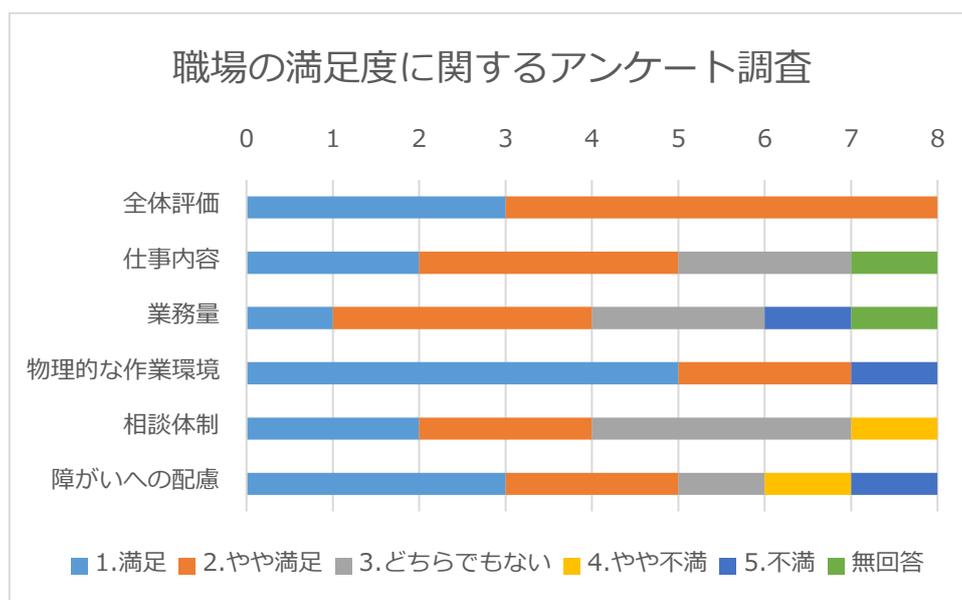
5. 現状と課題

・雇用状況

これまで障害のある人を対象とした採用試験を実施しており、令和元年6月1日現在、障害者任免通報の対象である古賀市長と古賀市教育委員会を特例認定により合算した障がい者雇用率は、2.5%(小数第2位を四捨五入)でした。今後も法定雇用率を達成するため、継続して障がいのある人を対象とした採用を行います。

・職員アンケート結果

計画策定にあたり、障害者手帳を保持する職員に職場の満足度についてアンケートを行いました。(対象者8名(休職中の職員を除く))



・課題

計画策定にあたり職員を対象に実施しましたアンケートにおいて、全体評価で「満足」「やや満足」との回答があり、高い満足度が確認されました。また、身体障がい、精神障がいなどのそれぞれの障がい特性に応じた配慮を行います。

6. 計画目標

○採用に関する目標

障がい者雇用率 2.6%以上（令和6年6月1日現在）

※特定の障がいや程度に限定した募集をせず、多くの障がいのいる人が受験できるよう配慮します。

7. 推進体制

- ・計画を推進する責任者として、障害者雇用推進者に総務部人事秘書課長を選任します。
- ・障がいのある職員の相談窓口になる障害者職業生活相談員として、人事秘書課職員を選任します。選任された者（選任予定の者を含む）は、福岡労働局が主催する障害者職業生活相談員講習を受講します。
- ・計画の実施状況について年に一度、点検を行い、公表します。具体的には数値目標である障がい者雇用率を公表します。
- ・次期計画を策定する前に障がいのある職員にアンケートを行い、職場の満足度を調査します。

8. 環境整備

- ・職員調書・自己申告書等から得られた合理的配慮に関する意見を基に過重な負担とならない範囲で適切に職場環境の改善に取り組めます。

・障がいのある人に対する理解を深めるため、新規採用職員を対象とした研修を実施するとともに、当該研修に希望に応じて他の職員が参加できるように取組みます。

・外部の相談機関として EAP（Employee Assistance Program）相談室の利用を周知します。

9. 職務の選定・創出

職員調書・自己申告書等から得られた合理的配慮に関する意見を基に配属する部署を決定し、業務分担を行います。

10. その他

市全体として保健福祉部福祉課が定める古賀市障害者就労施設等優先調達方針に沿った調達に取り組み、障がいのある人の活躍の場の拡大を推進します。